

衛生害虫及びねずみ防除委託 特記仕様書

1 一般事項

- (1) 本委託は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に基づく、県庁舎内の衛生害虫及びねずみの防除を行うものである。
- (2) 本特記仕様書に記載のない事項については、建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）による。

2 履行期間 契約日から令和9年3月24日まで

3 履行場所 本庁舎、議会棟、秋田地方総合庁舎及び第二庁舎

4 業務責任者及び担当者

本業務の実施に先立ち、次の条件に合致する業務担当者を1人以上選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

・ 防除作業監督者講習会の課程を修了した者（ただし、修了日から6年を経過しない者）

5 業務条件

① 定期調査

実施日は次の範囲内で施設管理担当者と協議する。

一回目：8月～9月（指定箇所のトラップ調査と建物全体の確認）

二回目：2月～3月（指定箇所のトラップ調査と建物全体の確認）

平日（開庁日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く））

9時00分～17時00分

休日（閉庁日：土・日曜日及び祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日））

② 防除

薬剤の散布等で人体影響の恐れのある作業は、原則的に①に示す休日に行うものとする。

それ以外については、実施日を施設管理担当者と協議する。

一回目：契約日～9月（設計書添付「防除箇所一覧」の作業）

二回目：2月～3月（設計書添付「防除箇所一覧」の作業）

（※ただし水性乳剤噴霧除く）

6 留意事項

(1) 廃棄物等の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処分費用は、原則として、受注者負担とする。

ただし、次の発生材は除く。

・前年度防除に使用された防除剤等

(2) 業務に密接に関連する別契約の業務等

・有り（排水槽清掃及び排水ポンプ点検委託）

7 提出書類

(1) 建築保全業務計画書

(2) 業務責任者通知書

(3) 作業届及び来庁届 作業実施 3 日前まで

(4) 業務の報告書

報告書等による報告期限は下記の通り。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

・定期調査・防除：1 4 日後まで(翌日が休日の場合、休日明け)かつ契約期限まで

・措置提案：定期調査報告に同じ

(5) 委託業務完了通知書